中津川市情報システム基盤構築事業
α’モデル環境構築及びグループウェア更改業務委託
実施要領

令和８年４月

中津川市 総務部 総務課

0. 趣旨 3

0.1. 業務名 3

0.2. 業務の内容 3

0.3. 目的・背景 3

1. 委託する業務内容 3

1.1. 業務名 3

1.2. 業務の内容 3

1.3. 業務期間 4

1.4. 提案限度額 4

2. 参加資格 4

3. プロポーザル実施手順 5

3.1. 公募・選定スケジュール 5

3.2. 配布資料 5

3.3. 各手続き 5

3.4. 審査 7

4. その他 9

5. 問い合わせ先 9

0. 趣旨

0.1. 業務名

中津川市情報システム基盤構築事業 α’モデル環境構築及びグループウェア更改業務委託

0.2. 業務の内容

中津川市情報システム基盤構築事業 α’モデル環境構築及びグループウェア更改業務委託仕様書(以下、「仕様書」という)のとおり。

0.3. 目的・背景

近年、サイバー脅威は高度化し、情報漏洩やシステム停止のリスクは拡大している。また、職員数減少も避けて通れない状況の中で、従来どおりの行政手続きや市民対応を維持することは困難になることが予測される。このような厳しい環境下においても、良好な行政サービスを維持するためには、それを支える情報システム基盤を早急に整備することが必要である。

その実現に向けて、本市は次の三本の柱を進めることとし検討を開始している。
三本の柱は、それぞれ「安全性」・「効率性」・「基盤高度化」を担い、相互に補完し合うことで組織全体の安定性と強靭さを高め、深刻化する環境の中でも行政サービスを継続できる「持続可能な行政運営」の確立を目指す。

- 【セキュリティ強化】VDI 導入
- 【業務効率の向上】α’モデル環境の構築(クラウド直利用基盤)
- 【情報基盤の高度化】グループウェア更改

具体的な事業内容は次のとおりである。

【セキュリティ強化】
情報漏洩リスクを大幅に低減し、障害発生時の迅速な復旧を可能とすることでセキュリティ強化を図るため、マイナンバー系 PC250 台に対して VDI(仮想デスクトップ)を導入。

【業務効率の向上】
庁内手続きや職員業務の効率化を推進するため、クラウドサービスを直接かつ安全に活用できるα’モデル環境を構築。

【情報基盤の高度化】
文書共有・共同編集、チャットやオンライン会議等による情報共有の高度化を図るため、現行の〔自治体向けグループウェア C-navi〕を更改。

これまで本市は令和7年9月に事業に関する情報提供依頼(RFI)の実施をとおして、本事業における要件の整理を行った。
今回、三本の柱の内、「【業務効率の向上】α’モデル環境の構築(クラウド直利用基盤)」と「【情報基盤の高度化】グループウェア更改」を推進するため、事業者からの提案を評価し、最良の提案に基づいてこれらの取組みを実現する。

1. 委託する業務内容

1.1. 業務名

中津川市情報システム基盤構築事業 α’モデル環境構築及びグループウェア更改業務委託

1.2. 業務の内容

「【業務効率の向上】α’モデル環境の構築(クラウド直利用基盤)」と「【情報基盤の高度化】グループウェア更改」を実現するためのα’モデル環境の構築及びグループウェア更改を行う。

なお、詳細は「令和 8 年度 中津川市情報システム基盤構築事業 α'モデル環境構築及びグループウェア更改業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という)のとおりとする。

1.3. 業務期間

① α'モデル環境構築、グループウェア更改に関わる業務
契約締結 ～ 令和9年3月31日まで
※グループウェアは令和9年3月1日から新システムの本番運用が開始できるようにすること。
※外部監査業務を含むこと。
② 運用・保守に関わる業務(60か月分)
令和9年4月1日 ～ 令和14年3月31日まで

1.4. 提案限度額

業務期間に記載した①の合計に係る提案限度額は、129, 023, 400円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
また、業務期間に記載した①～②に係る提案限度総額は、232, 023, 400円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※提案限度総額にはシステム構築に係る初期費用と運用保守に係る経常経費(60か月分)を含む。
※グループウェアで使用するM365 E3のライセンス費用は含めないこととする。
※令和9年度以降について、予算が成立しない場合は、システム構築・導入支援業務及びシステム使用・運用保守業務に関する契約を締結できない場合がある。

2. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。
プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業者とする。
また、提出期限内に参加表明書及び資料の提出をしない者は、プロポーザルに参加することができない。

① 参加表明時点で、本市の入札参加資格名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに登載されている者であること。
② 本プロポーザルの公告の日から参加表明書等の提出期限の日において、地方公共団体の入札参加停止措置指名停止取扱要項を受けていない者であること。なお、参加表明書等の提出期限の日から契約締結日までの間において、本市から指名停止を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていない者であること。
⑥ 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村民税を滞納していない者であること。
⑦ 中津川市暴力団排除条例(平成 24 年中津川市条例第 18 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者でないこと。
⑧ 岐阜県内外の他市町村において元請け事業者として同種システムの構築・運用実績(運用中も可とする)が本仕様書公示日を基準に5年以内で2件以上あること。
⑨ 岐阜県内外の他市町村において元請け事業者として自治体セキュリティ強靭化α'モデル環境の構築・運用実績(運用中も可とする)が本仕様書公示日を基準に5年以内で2件以上あること。
⑩ 以下のいずれかの資格を有していること。
  1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度(ISMS)の認証
  2) ISO/IEC27001 又は JISQ27001 に基づく認証(事業部単位で認証を受けている場合は、当該事業部が本業務の実施体制に参画していること。

3. プロポーザル実施手順

3.1. 公募・選定スケジュール

項番	手続	日程
1	募集の公示	令和8年4月7日(火)
2	質問受付	令和8年4月7日(火)～4月17日(金)
3	質問回答	令和8年4月23日(木)
4	参加表明書提出期限	令和8年5月7日(木)
5	企画提案書等提出期限	令和8年5月19日(火)
6	書類審査(1次審査)結果の通知 ※参加者が5者以上の場合	令和8年5月27日(水)
7	プレゼンテーション・最終審査	令和8年6月12日(金)
8	選定結果通知	令和8年6月19日(金)ごろ

※日程は本市の都合により変更する場合がある。

3.2. 配布資料

項番	様式	資料名	配布	配布方法
1	－	プロポーザル実施要領	公告日	ホームページ
2	－	仕様書	公告日	ホームページ
3	別紙1	評価基準表	公告日	ホームページ
4	様式第1号	質問書	公告日	ホームページ
5	様式第2号	参加表明書	公告日	ホームページ
6	様式第3号	会社・団体概要書	公告日	ホームページ
7	様式第4号	参加資格要件確認書	公告日	ホームページ
8	様式第5号	導入実績一覧	公告日	ホームページ
9	様式第6号	機能要件確認書	公告日	ホームページ
10	様式第7号	提案見積書	公告日	ホームページ
11	様式第8号	企画提案書の提出について	公告日	ホームページ

3.3. 各手続き

3.3.1. 質問受付

① 受付期間
令和8年4月7日(火)から4月17日(金)17時まで

② 受付方法
「様式第1号_質問書」に質問事項を記入し、以下送付先へ電子メール送付する。

③ 送付先
「5. 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

3.3.2. 質問回答

① 質問回答日
令和8年4月23日(木)17時まで

② 回答方法
原則、「様式第1号_質問書」に記載されたメールアドレス宛ての電子メールによる回答又は本市ホームページ上への掲載により随時行う。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。また、回答をホームページに掲載することが適当でないと判断した場合は、質問者に直接、「様式第1号_質問書」に記載されたメールアドレスに電子メールで回答する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

3.3.3. 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

① 提出期限
令和８年５月７日(木)17 時まで(必着)

② 提出方法
郵送もしくは事務局まで持参。

③ 提出先
「5. 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

④ 提出書類

項番	様式	書類	紙部数	提出必須・任意
1	様式第２号	参加表明書	１部	必須
2	様式第３号	会社・団体概要書	１部	必須
3	様式第４号	参加資格要件確認書	１部	必須
4	－	納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村民税を滞納していない証明書 ※発行日から３か月以内のもの(コピー可)	１部	必須
5	－	ISMS 認証または、ISO/IEC27001、JISQ27001 の登録証の写し	１部	必須
6	任意	会社パンフレット	１部	必須

※資料提出時は上表の項番の順に並べて提出すること。

※応募事業者は、参加表明書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾した上で参加表明があったものとみなす。

3.3.4. 企画提案書提出

本プロポーザルに参加表明をした者は、次のとおり企画提案書等の書類を提出すること。

① 提出期限
令和８年５月 19 日(火)17 時まで(必着)

② 提出方法
郵送もしくは事務局まで持参。

③ 提出先
「5. 問い合わせ先」に記載のとおりとする。

④ 提出書類

項番	様式	書類	正本	副本	提出必須・任意
1	様式第８号	企画提案書の提出について	１部	－	必須
2	様式第５号	導入実績一覧	１部	６部	必須
3	様式第６号	機能要件確認書	１部	６部	必須
4	様式第７号	提案見積書	１部	６部	必須
5	任意様式	企画提案書	１部	６部	必須

※資料提出時は上表の項番の順に並べて提出すること。

⑤ 企画提案書記載事項

1) 企画提案書は A4 版横書き、左上１箇所綴じの印刷物で、片面換算で 35 ページ以内(図表及び用語集はページ数に含む。表紙、目次、様式のサンプルはページ数に含めない。)とする。必要に応じて A3 版横でも差支えないが、A3 版がある場合は、該当ページは A4 版２ページ相当分と数える。
2) 左綴じ部分の余白は20㎜以上、文字サイズは原則11ポイント以上とすること。
3) 副本については、評価の公平性を保つため、企画提案書に提案者を識別し得る情報(社名、ロゴ、製品名等)を含んではならない。
4) 企画提案書は、１者につき１提案とし、複数の提案をした場合は失格とする。
5) 提出期限以降における提出書類の再提出及び差し替えは認めない。ただし、本市が必要と認めた場合はこの限りではない。
6) 上記提出書類のとおりの順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本(A4判、縦、左綴じ)とし、必要部数作成すること。
7) 使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもので、時刻は日本標準時とする。

8) 提出書類の作成にあたっては、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、平易な言葉を用い、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書きを付すこと。
9) 企画提案書記載項目は次に掲げる項目について、順次掲載すること。

項番	項目	内容	ページ数(以内)
1	本業務のポイント	・提案ポイント ・本業務による効果 ・重要と考える技術要件	2
2	プロジェクト計画、管理	・基本方針 ・スケジュールと作業工程 ・プロジェクト推進体制 ・プロジェクト管理方法	3
3	システム概要及び構成	・システムの概要及び全体構成とそのポイント ・各システムの役割 ・提案する機能がセキュリティガイドラインに準拠する根拠 ・処理性能の担保とその対応 ・アクセス制御 ・管理、運用の利便性を考慮した対応 ・バックアップの考え方及び運用方法	5
4	システムの利用について	・ネットワークの利用イメージ ・M365 の利用、ライセンス認証イメージ ・グループウェア利用イメージ ・Web 会議システム利用イメージ ・認証システム連携のイメージ ・メールの利用イメージ	5
5	セキュリティ及び信頼性	・想定されるセキュリティ上の脅威及び具体的な対策 ・α'モデルに要求されるセキュリティ要件の実現方法 ・未知のウイルスに対する対策方法 ・ウイルス定義情報の更新方法 ・システムの信頼性	5
6	保守・運用について	・保守運用の考え方と体制 ・問い合わせ対応 ・設定変更対応 ・構成管理対応	4
7	システムの移行・研修について	・システムの移行 ・研修の実施体制 ・研修内容と方法、実施回数	5
8	サービス品質保証(SLA)	・α'モデル環境構築に係る機器及びシステムのサービス品質保証 ・グループウェア及びグループウェアに付随するシステムのサービス品質保証	2
9	その他付加価値・提案事項	・本提案による付加価値 ・将来を見据えた拡張性 ・VDI 及び EDR	4

⑥ 経費見積書
1) 構築業務委託で必要となる費用は、初期費用及び運用費用(60 か月)の総額(税込み)を見積もること。
2) 令和 8 年度α'モデル環境構築、グループウェア更改は初期費用(税込み)を見積もること。
3) 令和9年 4 月 1 日からの運用費用は月額費用(税込み)を提示すること。

3.4. 審査

3.4.1. 業者選定方式及び審査方法

① 公募型プロポーザル方式により選定する。
② 審査を行う者
選定に係る審査は、中津川市情報システム基盤構築事業 α'モデル環境構築及びグループウェア更改業務委

託事業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)で定めた評価基準に基づき評価を行う。

③ 審査内容

書類及びプレゼンテーションについて、次の項目ごとに点数化を行い、その合計点数を算出し審査を行い、委託事業者として優先交渉を行う者を選定する。ただし、5 者以上の業者から提出がなされた場合には、書類審査を1次審査として実施し、上位4者による最終審査を実施する。

審査項目及び配点は以下のとおりとする。詳細については、別紙1「評価基準表」を参照すること。

審査実施基準		区分	審査項目	配点
参加者が 4 者以下の場合	参加者が 5 者以上の場合			
最終審査	1次審査	書類審査	提案見積書	20
			機能要件確認書	140
	最終審査	実演審査	プレゼンテーション	140
審査合計点数				300

3.4.2. 書類審査

「3.3.4. 企画提案書提出」により応募事業者から提出された書類の内容に対し、提案見積書、機能要件確認書について、審査委員会で定めた評価基準に基づき書類審査を行う。

① 5者以上の業者から提出がなされた場合の、書類審査(1次審査)結果通知日
令和8年5月27日(水)17時まで

② 回答方法
原則、「様式第2号_参加表明書」に記載されたメールアドレス宛ての電子メールによる通知を随時行う。

3.4.3. 実演審査

応募事業者による提案内容のプレゼンテーションを実施する。なお、順番は原則参加表明書の受付順とする。

① プレゼンテーション開催日
令和8年6月12日(金)

② 開催場所
中津川市役所 会議棟 2階 大会議室

③ 内容
提案内容のプレゼンテーションを実施する。
プレゼンテーション 30分以内
質疑応答 10分程度

④ 説明者
1) 本業務に従事するプロジェクトリーダまたはプロジェクトマネージャが実施すること。
2) 出席者は、最大4名までとする。

⑤ その他
1) プレゼンテーションに使用する備品等は全て応募事業者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン(もしくは大画面映像装置)及び電源コンセント1箇所については、本市が用意する。
2) 企画提案書の内容を逸脱しないことを前提にプレゼンテーション用資料の使用を認める。
3) 追加資料の配布は原則認めない。

3.4.4. 最終審査

書類審査及びプレゼンテーションの結果を基に、総合的な評価を実施する。算出した評価値が最も高い 1 者を最優秀者とし、次点の 1 者を優秀者として特定する。ただし、本業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できると認められない場合には 、特定しない場合がある。

評価値の合計が最も高い提案を提出した者が2者以上ある場合、審査委員会で協議して最優秀者を特定する。

3.4.5. 選定結果通知

全ての審査が完了後、結果(審査項目点数及び合計点数)をプレゼンテーション参加者全員に文書にて通知するほか、中津川市公式ホームページに掲載する。

① 選定結果通知日
令和8年6月19日(金)ごろ

② その他

審査経過及び結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けない。

3.4.6. 契約

審査結果通知後、速やかに本市と最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約内容について協議の上、委託契約を締結する。最優秀者との協議が調わなかった場合は、優秀者と協議を行う。

4. その他

① 本件における提出書類は返却しない。
② 提出期間終了後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
③ 提出書類は、本件事業者選定の目的以外には使用しない。
④ 提案書類の内容について、別途確認することがある。
⑤ 提案募集に参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
⑥ 提案募集に参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不知、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
⑦ 提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
⑧ 失格について
次のいずれかに該当した者は、失格とする。
1) 参加表明後に参加資格を満たさないことが判明し、又は参加資格を満たさなくなった者
2) 提出物について、その内容、提出方法、提出先又は提出期限が本実施要領に適合しない者
3) 募集の公示後、審査委員会の委員に対し本件事業者選定に関し接触を求めた者
4) 経費見積書の見積総額が本実施要領の「提案限度額」を超える者

5. 問い合わせ先

〒508－8501 岐阜県中津川市かやの木町２番１号
中津川市 総務部 総務課 情報システム管理係
担当 ： 安江、楯
電話 ： 0573-66-1111
E-Mail ： itsystem-aws【アットマーク】city.nakatsugawa.lg.jp